

福岡県公報

令和 7 年 5 月 20 日
第 596 号

目次

告 示（第314号－第316号）

- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等（農山漁村振興課）…………… 1
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等（農山漁村振興課）…………… 1
- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置の許可申請（環境保全課）…………… 2

公 告

- 落札者等の公示（行財政支援課）…………… 4
- 公安委員会
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示（警察本部被害者支援・相談課）…………… 4

告 示

福岡県告示第314号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和 7 年 5 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
京都郡みやこ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第315号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和 7 年 5 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

京都郡みやこ町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第316号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第 5 条第 1 項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第 4 項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和 7 年 5 月 20 日から令和 7 年 6 月 10 日までの間、福岡県環境部環境保全課及び苅田町環境課において公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名
- 住 所 宮若市上有木 1 番地
- 名 称 トヨタ自動車九州株式会社
- 代表者の氏名 代表取締役社長 長木 哲朗
- 2 事業場の所在地及び名称
- 所在地 京都郡苅田町鳥越町 9 番 2
- 名 称 トヨタ自動車九州株式会社苅田工場
- 3 設置しようとする特定施設に関する事項

種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第 1 の65に掲げる施設（酸又はアルカリによる表面処理施設）
能力	20分／個
工事着手予定年月日	許可後
工事完成予定年月日	許可後
使用開始予定年月日	許可後
使用時間の間隔及び 1 日当たりの使用時間	16時間
使用時間の季節的変動の概要	なし

特定施設の 使用時に おいて当該 特定施設 から排出 される汚 水等の汚 染状態の 通常の値 及び最大 の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	—	8 ～12
	生物化学的酸素要求量（mg／L）	—	5,200以下
	化学的酸素要求量（mg／L）	—	6,000以下
	浮遊物質 量（mg／L）	—	500以下
	窒素含有量（mg／L）	—	1,290以下
	りん含有量（mg／L）	—	50以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（mg／L）	—	12,000以下
	大腸菌群数（個／cm ³ ）	—	2,000以下
	汚水量（m ³ ／日）	—	0.03

種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第 1 の65に掲げる施設（酸又はアルカリによる表面処理施設）
能力	12分／個
工事着手予定年月日	許可後
工事完成予定年月日	許可後
使用開始予定年月日	許可後
使用時間の間隔及び 1 日当たりの使用時間	16時間
使用時間の季節的変動の概要	なし

特定施設の 使用時に おいて当該 特定施設 から排出 される汚 水等の汚 染状態の 通常の値 及び最大 の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	—	8 ～12
	生物化学的酸素要求量（mg／L）	—	5,200以下
	化学的酸素要求量（mg／L）	—	6,000以下
	浮遊物質 量（mg／L）	—	500以下
	窒素含有量（mg／L）	—	1,290以下
	りん含有量（mg／L）	—	50以下

	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	—	12,000以下
	大腸菌群数 (個/cm ³)	—	2,000以下
	汚水量 (m ³ /日)	—	0.0095

種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の65に掲げる施設（酸又はアルカリによる表面処理施設）		
能力	20分／個		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	16時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	—	8～12
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	—	5,200以下
	化学的酸素要求量 (mg/L)	—	6,000以下
	浮遊物質質量 (mg/L)	—	500以下
	窒素含有量 (mg/L)	—	1,290以下
	りん含有量 (mg/L)	—	50以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	—	12,000以下
	大腸菌群数 (個/cm ³)	—	2,000以下
	汚水量 (m ³ /日)	—	0.0204

4 設置しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

種類	総合排水処理場
型式	生物処理を主とした複合処理方式
構造	コンクリート構造及び鋼鈑構造

主要寸法		35m×20m、25m×10m			
能力		900m ³ /日			
処理方式		生物処理を主とした複合処理方式			
工事着手予定年月日		既設			
工事完成予定年月日		既設			
使用開始予定年月日		既設			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		連続 24時間			
使用時間の季節的変動の概要		なし			
汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	項 目	処 理 前		処 理 後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	6～10	6～10	6～8	6～8
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	26	70	8	10
	化学的酸素要求量 (mg/L)	25	85	12	15
	浮遊物質質量 (mg/L)	53	65	16	20
	窒素含有量 (mg/L)	14	25	12	15
	りん含有量 (mg/L)	5	7	0.8	1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	11	25	2	2
	大腸菌群数 (個/cm ³)	—	—	10	100
	汚水量 (m ³ /日)	720	900	720	900

5 排出水の汚染状態及び量に関する事項

事業場から排出される排出水の排水口		排水口	
当該排水口における汚染状態の通常の値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6～8	6～8
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	8	10
	化学的酸素要求量 (mg/L)	12	15
	浮遊物質質量 (mg/L)	16	20

窒素含有量（mg／L）	12	15
りん含有量（mg／L）	0.8	1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（mg／L）	2	2
大腸菌群数（個／cm ³ ）	10	100
排出水量（m ³ ／日）	720	900

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和7年5月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 契約に係る特定役務の名称及び数量
名称 福岡県住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの運用及び保守業務
数量 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県企画・地域振興都市町村振興局行財政支援課
(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 契約の相手方を決定した日
令和7年4月1日
- 契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名
地方公共団体情報システム機構
(2) 住所
東京都千代田区一番町25番地
- 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

89,416,311円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条 1 (b)(iii)に該当

公安委員会

福岡県公安委員会告示第142号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで犯罪被害者等給付金の支給等の裁定に関する審査基準（以下「審査基準」という。）の改正を行ったので、行手条例第41条第5項の規定に基づき告示する。

令和7年5月20日

福岡県公安委員会

- 意見公募手続を実施しなかった理由
当該改正は、犯罪被害給付制度事務処理要領の改正について（令和6年12月2日付け警察庁長官官房長通達）の発出に伴い、所要の規定の整理をしたものであるが、その内容は、他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更であり、行手条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものです。
- 審査基準の設定の日
令和7年4月21日
- 概要等
関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部総務部被害者支援・相談課に備え置く。